

熊本大学病院治験取扱標準業務手順書改訂内容一覧

(第 10.0 版から第 11.0 版への改訂、改訂日：2021 年 4 月 1 日)

条項	第 10.0 版	第 11.0 版	改訂理由
第 15 条 (治験審査 委員会の構 成)	(5) 薬剤部長又は副薬剤部長のうちから 1 人 (6) 看護部長又は副看護部長のうちから 1 人 (7) 病院事務部長	<u>(5) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 1 名</u> (6) 薬剤部長又は副薬剤部長のうちから 1 人 (7) 看護部長又は副看護部長のうちから 1 人 (8) 病院事務部長 <u>(9) その他病院長が必要と認めた者 若干人</u>	治験取扱規則 改正
附則	—	<u>附則 1 2 (令和3年4月1日)</u> <u>1 令和 3 年 4 月 1 日改訂版を 11.0 版とする。</u>	追記